

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 伸興水道工業  
住所 京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
代表者氏名 代表取締役 寺嶋 一吉  
電話番号 075-981-4528  
FAX番号 075-983-1969  
メールアドレス [k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp](mailto:k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 伸興水道工業

住 所 京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1

代表者氏名 代表取締役 寺嶋 一吉

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイョウトリシマリヤク 代表取締役 寺嶋 一吉	
トリシマリヤク 取締役 寺嶋 伸太	
トリシマリヤク 取締役 寺嶋 艶子	
トリシマリヤク 取締役 寺嶋 政江	
カンサヤク 監査役 笹岡 弘太郎	
事業の範囲	管工事業・水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 伸興水道工業
上記事業所の所在地	郵便番号614-8221 住所 京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1 電話番号075-981-4528 F AX番号075-983-1969 メールアドレス <a href="mailto:k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp">k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp</a>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・ <sup>1760</sup> 寺嶋伸太	・ 第320610号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和6年8月6日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	アスファルトカッター	MCD-K-12	1	
	サンダー	PDH-100D	6	
	金切りのこ エンピカッター	VC34ed	6 5	
管の加工用の機械器具	はつり機	H41SA2	5	
	圧着機	S-25	1	
	やすり	DJ-1800	1	
	パイプねじ切り機	REX N20AIII	2	
	穿孔機		1	
接合用の機械器具	インパクト	TD149D	6	
	モンキーレンチ		5	
	プライヤー		5	
	トーチランプ	RZ-811N F	3	
	パイプレンチ	350DROPPFORGED	5	
	ハンマー		3	
	電気ドリル 発電機	XFD11ZB	3 1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P	5	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 伸興水道工業  
住 所 八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
代表者氏名 代表取締役 寺嶋 一吉

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
株式会社伸興水道工業

会社法人等番号	1300-01-038080	
商号	株式会社伸興水道工業	
本店	京都府八幡市八幡園内37番地の15	
	京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1	平成 8年11月26日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和54年5月11日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管工事</li> <li>2. 水道施設工事</li> <li>3. 土木工事</li> <li>4. 上記各号に附帯関連する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	2万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
株式会社仲興水道工業

役員に関する事項	取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和1年11月27日重任
			令和1年12月6日登記
	取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和3年9月10日重任
			令和3年9月14日登記
	取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和5年11月21日重任
			令和5年11月30日登記
	取締役	<u>寺嶋政江</u>	令和1年11月27日重任
			令和1年12月6日登記
	取締役	<u>寺嶋政江</u>	令和3年9月10日重任
			令和3年9月14日登記
	取締役	<u>寺嶋政江</u>	令和5年11月21日重任
			令和5年11月30日登記
	取締役	<u>水江明夫</u>	令和1年11月27日重任
			令和1年12月6日登記
			令和3年9月10日退任
			令和3年9月14日登記
	取締役	<u>寺嶋艶子</u>	令和1年11月27日重任
			令和1年12月6日登記
取締役	<u>寺嶋艶子</u>	令和3年9月10日重任	
		令和3年9月14日登記	
取締役	<u>寺嶋艶子</u>	令和5年11月21日重任	
		令和5年11月30日登記	

京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
株式会社伸興水道工業

	取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 1年11月27日重任
			令和 1年12月 6日登記
	取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月14日登記
	取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 5年11月21日重任
			令和 5年11月30日登記
	大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和 1年11月27日重任
			令和 1年12月 6日登記
	大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和 3年 9月10日重任
			令和 3年 9月14日登記
	大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋一吉</u>	令和 5年11月21日重任
			令和 5年11月30日登記
	大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 1年11月27日重任
			令和 1年12月 6日登記
	大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 3年 9月10日重任
		令和 3年 9月14日登記	
大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号 代表取締役	<u>寺嶋伸太</u>	令和 5年11月21日重任	
		令和 5年11月30日登記	
監査役	<u>笹岡弘太郎</u>	令和 2年12月 1日就任	
		令和 2年12月16日登記	
監査役	<u>笹岡弘太郎</u>	令和 5年11月21日重任	
		令和 5年11月30日登記	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成27年12月 3日登記	
支店	1 大阪府枚方市長尾元町六丁目34番1号	令和 2年12月 1日移転	
		令和 2年12月16日登記	



京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
株式会社伸興水道工業

	2 京都府京田辺市大住責谷21番地44M' プラ ザ大住参番館203号室	平成28年12月16日移転 ----- 平成28年12月28日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月21日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 6年 8月 5日

京都地方法務局宇治支局  
登記官

四 方 直



株式会社 伸興水道工業

定 款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 伸興水道工業 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事
- 2 水道施設工事
- 3 土木工事
- 4 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府八幡市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、20,000株とし、その株式は、すべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は、金1,000円とする。

(株 券)

第7条 当社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社の定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求により、その事由を証する書面および株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により、株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手 数 料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

#### 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役および監査役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上7名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社に社長1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

- 2 社長は、当社を代表する。
- 3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第24条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当社の営業年度は、毎年9月1日から、翌年8月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

2 利益配当金は、当社がその支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上は当社の現行定款である

令和  
~~平成~~ 6年 9月 4日

株式会社 伸興水道工業

代表取締役 寺 嶋 一 吉



原本と相違ありません





第三二〇六一〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

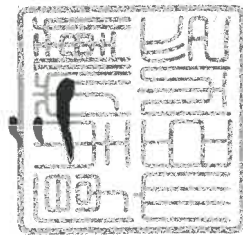
氏名 寺嶋 伸 太

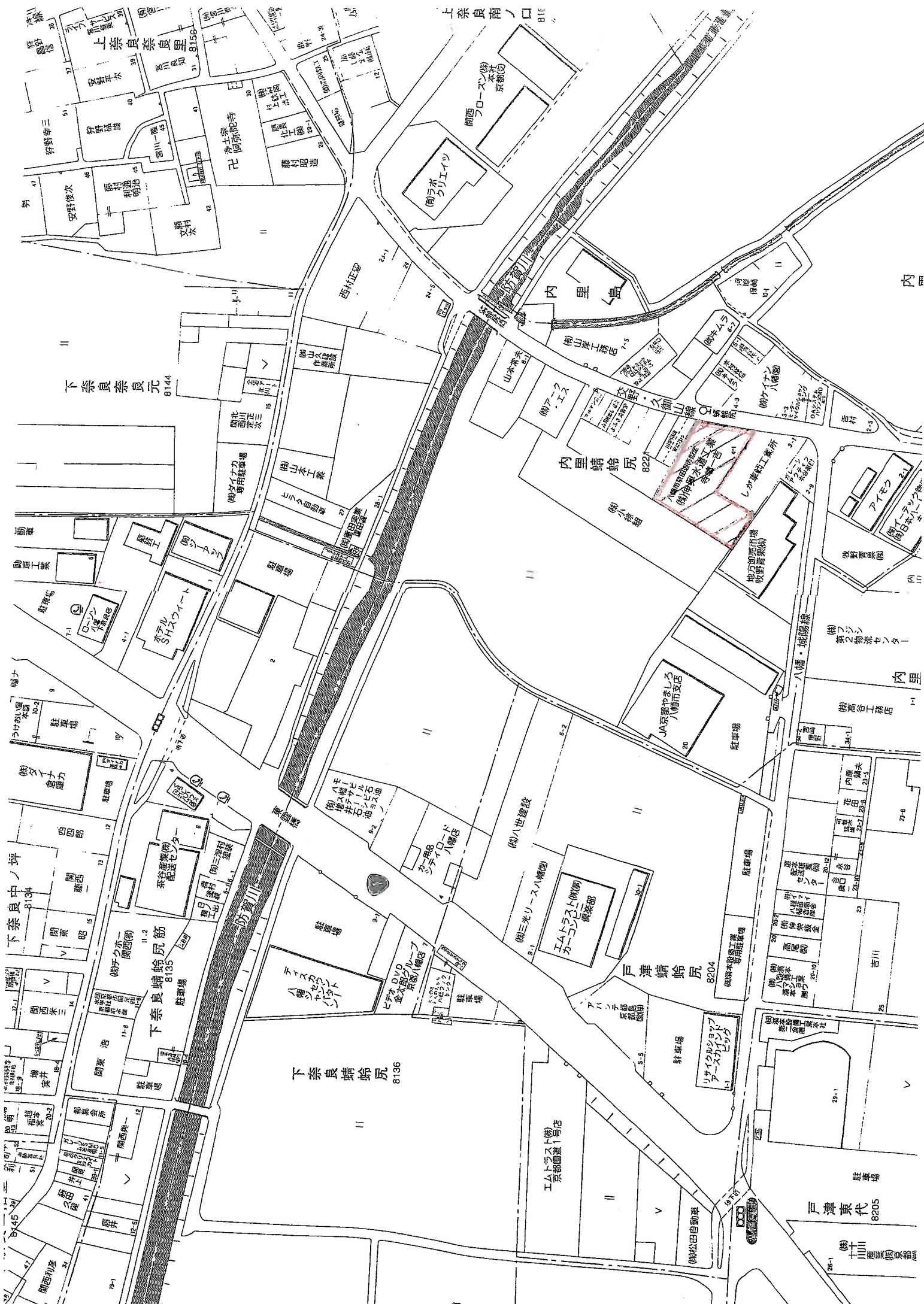
平成二年九月十三日生

水道法昭和五十年法律第百七号の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武 見 敬





下奈良奈良元 8144

下奈良蜻蛉尻 8136

戸津蜻蛉尻 8204

戸津東代 8205

エイトラスト(株) 京都西園1号店

エイトラスト(株) 八幡市支店

下奈良中ノ坪 8134

下奈良蜻蛉尻 8135

御八世建設

JA京新やましろ 八幡市支店

内里情婦尻 822

レガテック工業所

御山水工業

御山水工業

御ラボクリエイツ

御西フローズ(株) 本荘 京都西園

上奈良奈良里

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

御野幸三

内里

内里

内里

内里

内里

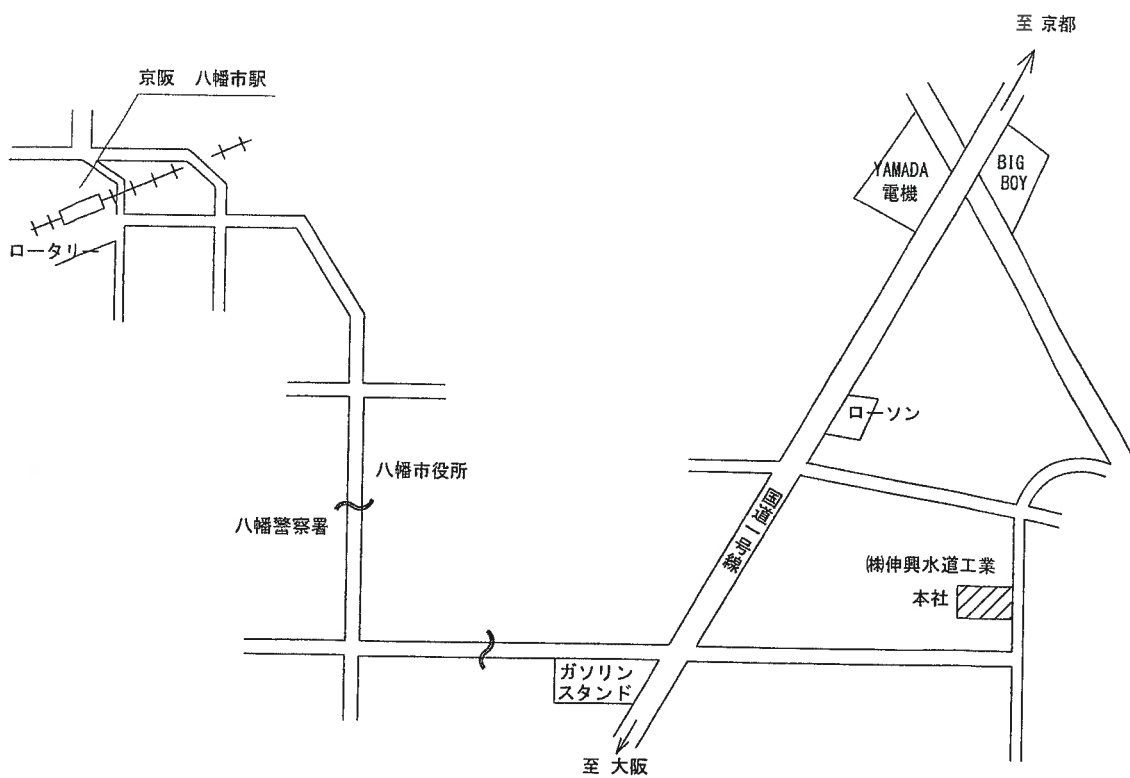
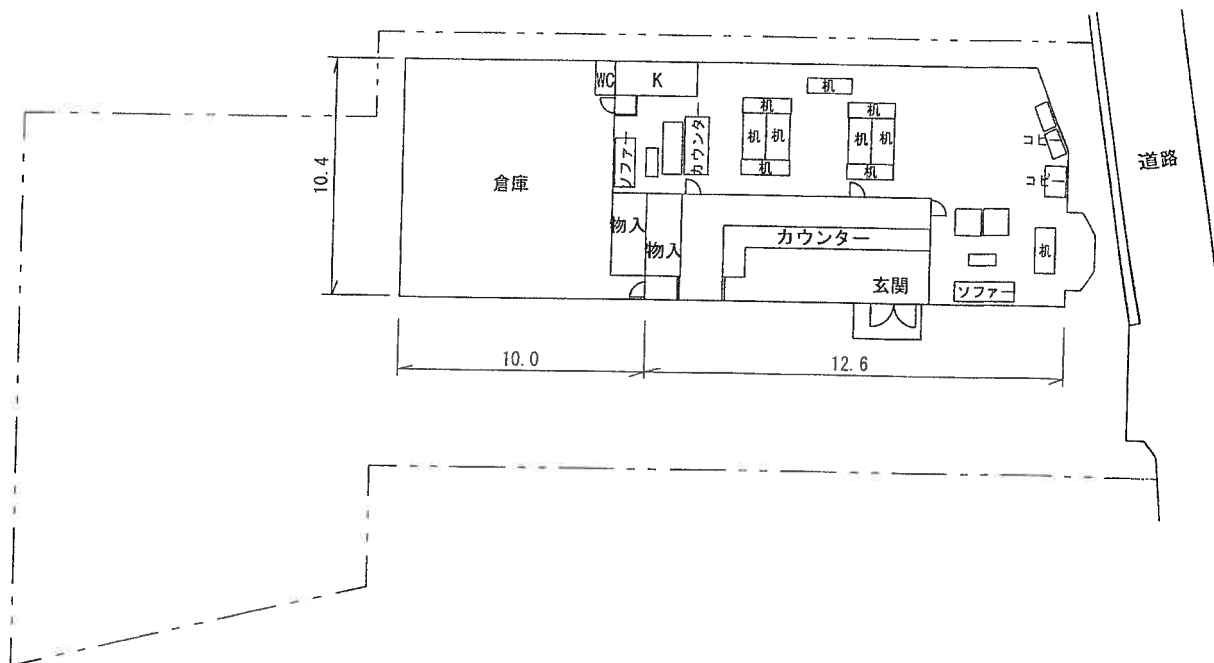
内里

内里

内里

内里

内里



外観



外観



外観

倉庫



外観

倉庫内



事務所



資材置き場



倉庫内



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 伸興水道工業  
 住所 京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
 代表者氏名 代表取締役 寺嶋 一吉  
 電話番号 075-981-4528  
 FAX番号 075-983-1969  
 メールアドレス [k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp](mailto:k-skds.4528@giga.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者~~解任~~・選任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 伸興水道工業  
住 所 京都府八幡市内里蜻蛉尻4番地の1  
代表者氏名 代表取締役 寺嶋 一吉

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の<sup>選任</sup>~~解任~~の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 伸興水道工業	
上記事業所で <del>解任</del> ・ <u>選任</u> する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	<del>選任</del> ・ <u>解任</u> の年月日
寺嶋伸太	第320610号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三二〇六一〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 寺嶋 伸 太

平成二年九月十三日生

水道法(昭和五十五年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武 見 敬

